グループリスク管理方針

１．目的

本方針は、グループ各社におけるリスクを適切に把握、評価、管理するとともに、重大なリスク事象への迅速な対応および再発防止を図ることにより、グループの持続的成長と企業価値の向上を実現することを目的とする。

2. 適用範囲

本方針は、当社および石﨑本店、ペンストンを含む石﨑グループ事業会社の国内外拠点の全役員・従業員に適用する。

３．基本方針

グループは、下記を基本方針とする。

①事業会社の自律的な経営を尊重する
②法令遵守、人権尊重、安全確保および企業倫理を経営の基盤とする
③重大リスクについてはグループ共通の管理対象とする
④リスク情報の早期把握と迅速な共有を図る

４．リスクの定義

本件におけるリスクとは、グループの事業活動に重大な影響を及ぼすおそれのある事象をいう。主なリスクは、以下の通りとする。

（1）法令遵守リスク：法令違反、贈収賄、不正会計、独占禁止法違反、個人情報漏えい
（2）人権・労務リスク：ハラスメント、差別、人権侵害、労務問題、報復行為
（3）財務リスク：資金繰り、与信、投資損失
（4）レピュテーションリスク：SNS 炎上、報道、ブランド毀損
（5）オペレーショナルリスク：労働災害、重大事故、商品品質事故、システム障害、事業停止
（6）自然災害・BCP リスク：地震、水害、感染症その他事業継続に重大な影響を及ぼす事象

５．報告義務と重大リスク

事業会社は(1)～(4)の重大リスクを認識した場合、速やかに HD 内部監査室へ報告しなければならない。以下の事案は、原則 24 時間以内に　HD 内部監査室へ一報する。

①人権侵害
②ハラスメント
③内部通報案件
④不正会計

⑤情報漏えい
⑥ブランドを毀損するおそれのある事項
重大リスク(5)(6)については、別途定めるインシデント対応フローに基づいて報告・対処する。

６．組織体制
(1)～(4)の重大コンプライアンスリスクに関して、各社にコンプライアンス責任者を置く。事務局は HD 内部監査室が担当する。内部監査室はリスク管理体制の運用状況を監査する。

７．内部通報
従業員は、人権侵害、ハラスメント、不正行為等を通報することができる。通報者保護通報者及び調査協力者に対する不利益取扱い、報復行為調査妨害を禁止する。

８．調査および是正
HD は必要に応じ、事業会社に対して報告徴求、事実確認、再発防止指示を行うことができる。

９．重大違反への対応
次の行為は重大なコンプライアンス違反として取り扱う。
①ハラスメントの隠蔽
②虚偽報告
③通報者への報復
④調査妨害
⑤リスク情報の故意の不報告

2026 年 10 月 1 日
株式会社石﨑ホールディングス